

# 隣り合う土地 売る人も！買う人も！

補助金  
最大 **50** 万円

「狭い」「再建築ができない」など  
単独では流通しにくい土地を  
隣地と一体化して使うことで、  
使われていない土地の有効活用や  
ゆったりとした住まい方を応援するため、  
売買にかかる不動産仲介手数料や登記費用等を補助します。

# 空き地活用応援制度 | 隣地統合型

主な要件 令和4年4月に要件を見直しました

次のいずれかを含む隣地統合であること

- 狭小地等 平成30年10月時点で100㎡未満の土地
- 無接道地 建築基準法第42条第1項・第2項の「道路」に2m以上接していない土地

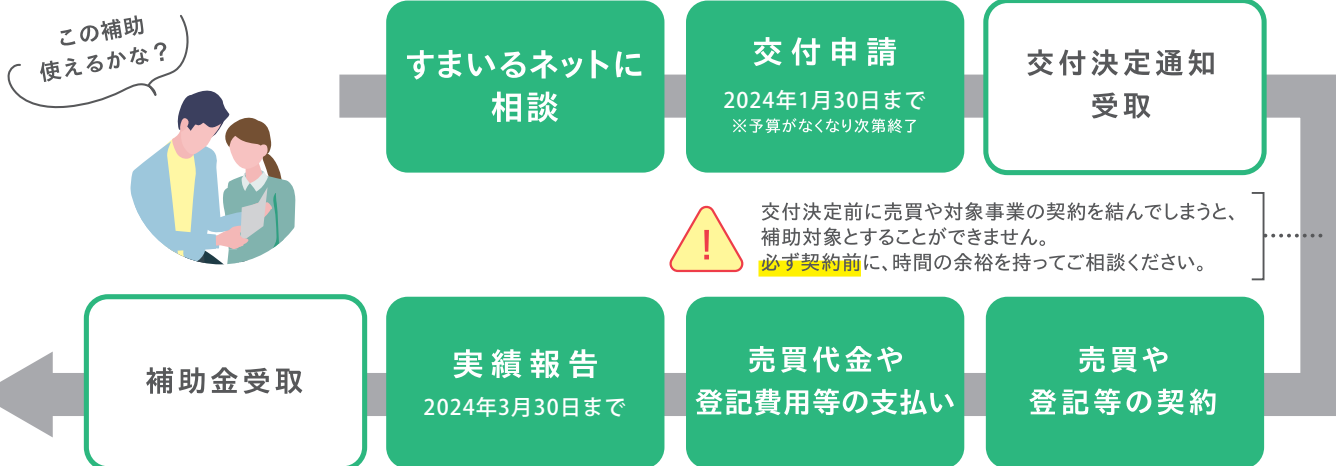


詳しくはこちら

隣地統合する土地は次のすべてを満たすこと

- 原則宅地(通路は除く)
- 土地どうしが2m以上接している
- 建物がある場合はその建物も購入する
- 統合後10年間は一体として利用すること。  
ただし、100㎡以上/筆になるように分筆することは可

対象者	買主	売主
対象経費	・不動産仲介手数料 ・所有権移転登記等の費用 ・合筆に必要な測量・明示・登記費用	・不動産仲介手数料 ・売却に必要な測量・明示・登記費用
補助金額	最大50万円	最大50万円



## 例えばこんな使い方

法人でもOK

例1

隣の狭い空き地を購入して、駐車場や庭に



空き地の有効活用!

狭小地等

例2

無接道地を含む一角を購入して、広い戸建を新築



再建築が可能に!

無接道地

古い家の解体には解体補助も使えるかも



最大100万円



問合せ・申請窓口



神戸市すまいるの総合窓口  
すまいるネット

☎ 078-647-9933

FAX 078-647-9912

〒653-0042

兵庫県神戸市長田区二葉町5-1-1 アスタくにつか5番館2階

受付時間 10:00~17:00(水曜・日曜・祝日を除く)

すまいるネット 神戸

検索

HPはコチラ

